

平成29年12月22日

イオンライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、イオンライフ株式会社に対し、同社が「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスの表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 イオンライフ株式会社（法人番号 5120001105005）
所 在 地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
代 表 者 代表取締役 広原 章隆
設立年月 昭和54年11月
資 本 金 6500万円（平成29年11月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスのうち、「火葬式」と称する葬儀サービス、「1日葬」と称する葬儀サービス及び「家族葬」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

日刊新聞紙に掲載した広告

(イ) 表示期間

平成29年3月14日から同年5月6日までの間

(ウ) 表示内容（別紙1ないし別紙3）

別表1「配布年月日」欄記載の日に同表「配布地域」欄記載の地域内に配布された日刊新聞紙に掲載した広告（以下「本件新聞紙面広告」という。）において、「追加料金不要」と記載した上で、それぞれ、「火葬式198,000円（税込）」、「1日葬348,000円（税込）」及び「家族葬498,000円（税込）」と記載することにより、あたかも、本件3役務の各役務の提

供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、本件新聞紙面広告において当該各役務についてそれぞれ記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

イ 実際

少なくとも、別表2記載の事項に該当する場合には、追加料金が発生するものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件3役務の各役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

別表 1

配布年月日	配布地域	配布部数
平成29年3月14日	全国	約210万部
平成29年4月27日	全国	約160万部
平成29年5月6日	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県	約30万部

別表 2

1	寝台車又は霊柩車の移動距離が50kmを超える場合
2	式場等における安置日数が本件3役務の各設定日数 ^(注) を超える場合
3	自宅等における安置日数が本件3役務の各設定日数 ^(注) を超え、ドライアイス等を追加する場合
4	「1日葬」と称する葬儀サービスの式場利用料が25,000円(税込)を超える場合
5	「家族葬」と称する葬儀サービスの式場利用料が50,000円(税込)を超える場合
6	火葬場利用料が15,000円を超える場合

(注) 「火葬式」と称する葬儀サービス及び「1日葬」と称する葬儀サービスは3日、「家族葬」と称する葬儀サービスは4日

平成29年3月14日配布

イオンライフ — イオンライフはイオングループのシニア支援サービス事業をおこなっております。



イオンのお葬式

全国対応 追加料金不要

<p>火葬式</p> <p>198,000<small>円</small></p>	<p>1日葬</p> <p>348,000<small>円</small></p>	<p>家族葬</p> <p>498,000<small>円</small></p>
--	--	--

愛する人に感謝の気持ちを伝えます。

低価格でも充実のお葬式

「精霊の儀式」「オリジナルの会葬礼状」「お別れの儀式」など、故人さまに感謝の気持ちを伝える内葬です。

初めてでも安心のお葬式

イオンライフがお葬式の品目に責任をもちます。イオンの「おささま第一主義」の姿勢をお葬式に。

全てお任せください

相談や身元保証のお悩みから、お葬式後の返礼品や法要まで、お電話一本で全てサポートいたします。

お葬式のご相談・ご依頼は **0120-24-2828**



詳しい資料をお送りいたします。資料請求はこちら。

(資料請求専用番号)

0120-767-041

パソコン・携帯電話から「イオンのお葬式」で検索

事前の資料請求で5,000円割引券付

3月31日(金)までに資料請求をいただいた方にエンディングノートプレゼント!!

イオンの永代供養

「お墓を継ぐ人がいない」「子や孫に負担をかけたくない」という方に永代供養墓をご案内しています。寺院・霊園により永代にわたり供養して頂ける新しい供養の形です。

過去の供養が供養料に掛りません

後々の費用はかかりません

生前予約も可能です

費用一例 **56,600円**

(お墓の幅内) 写経費・墓料・永代管理料、永代供養料、永代管理料

全国17都道府県・29寺院・霊園をご案内しています。

永代供養墓 (千葉県印西市・津田町) 別名保 (群馬県利根町) などができます。※当院(霊園)により供養料の金額が異なります。要問い合わせです。

お墓に関するご相談も承ります **0120-394-394**

各地・墓石 墓じまい 納骨堂 樹木葬 海洋散骨

お葬式や永代供養以外にも「相続・遺言」「身元保証」「形見整理」「ギフト・返礼品」「仏壇・仏具」「ペット葬」などのご相談・ご依頼も承っております。全てイオンライフにお任せください。

平成 29 年 4 月 27 日配布



イオンライフ

AEON

お葬式の話 をしよう。

「あんな、葬式のことなんてけど」
 「葬式って、誰の？」
 「おれの」
 「おれのおつて、何だよ急に」
 「まあ、聞け。」
 「あまり金かけるなよ」
 「そんなこと突然言われても…」
 「あとなるべく明るくな」
 「あ、ああ」
 「それだけで、忘れなしてくれ」
 「親父！」
 「最後の親孝行だと思って」
 「わかつたからやめよう」
 「こんな話」
 「こんな話とは何だ。」
 「むしろ前向きな話だ」
 お葬式のことを
 今から考える。
 イオンライフの提案です。

イオンのお葬式

- 全国対応
- 追加料金不要
- 140項目の品質基準
- 24時間 365日対応

火葬式 198,000円税別 1日葬 348,000円税別 家族葬 498,000円税別

○低価格でも充実のお葬式 「華厳の儀式」「世界にひとつだけの会葬礼状」など、故人さまに感謝の気持ちを伝えるお葬式に。
○初めてでも安心のお葬式 「お客様第一主義」の姿勢でイオンライフと特約店葬儀社がお客さまに寄り添い、安心を提供いたします。
○全てお任せください 身元保証や船葬のお申込みから、お葬式後の送礼品や清算まで、お電話一本で全てサポートいたします。

お葬式のご相談・ご依頼は
☎ 0120-24-2828

身元保証
 相続・遺言
 仏壇・仏具
 墓地・墓石
 永代供養墓
 海洋散骨
 ギフト・返礼品
 ベット葬

お葬式以外のご相談・ご依頼も承っております。イオンライフにお任せください。イオンライフはイオングループのシニア支援サービス事業をおこなっております。

資料請求
でも
もれなく
お葬式 5,000円 割引券と
エンディングノートプレゼント



資料請求
専用番号 ☎ 0120-767-041
パソコン・携帯電話から

平成 29 年 5 月 6 日配布

イオンライフ

イオンのお葬式

全国対応
追加料金
不要
140項目の
品質基準
24時間
365日対応

➤
 入葬式 198,000円※
 1日葬 348,000円※
 家族葬 498,000円※

お葬式のご相談・ご依頼は ☎ **0120-24-2828**

身元保証
相席・酒会
半葬・返礼品
仏壇・仏具

墓石・墓石
永代供養品
海洋散骨
ペット葬

お葬式以外のご相談・ご依頼も承っております。イオンライフにお任せください。
イオンライフはイオングループのショッピングセンターに併設してあります。

お葬式で
お礼状を
お返し

お葬式 5,000円割引券と
エンディングノートプレゼント

資料請求
専用番号 ☎ **0120-767-041**

パソコン・携帯電話から **イオンのお葬式**

お葬式の話
をしよう。

「あんなに、葬式のことなんて言わないでよ」
「葬式でいい、誰の？」
「おれだ」
「おれだって、何だよ急に」
「まあ、聞けば、あまり金かかるとはなよ」
「そんなこと僕も言われても」
「かとなさげく、おれも」
「ああ、あ」
「それだけだ、おれも」
「親父……」
「最後の葬式行だと思ってる」
「わかっただからやめよう、こんな話」
「こんな話とは何だ、むしろ前向きな話だ」

お葬式のことを
今から考える。
イオンライフの提案です。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認め、内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部

を譲り受けた事業者

2 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

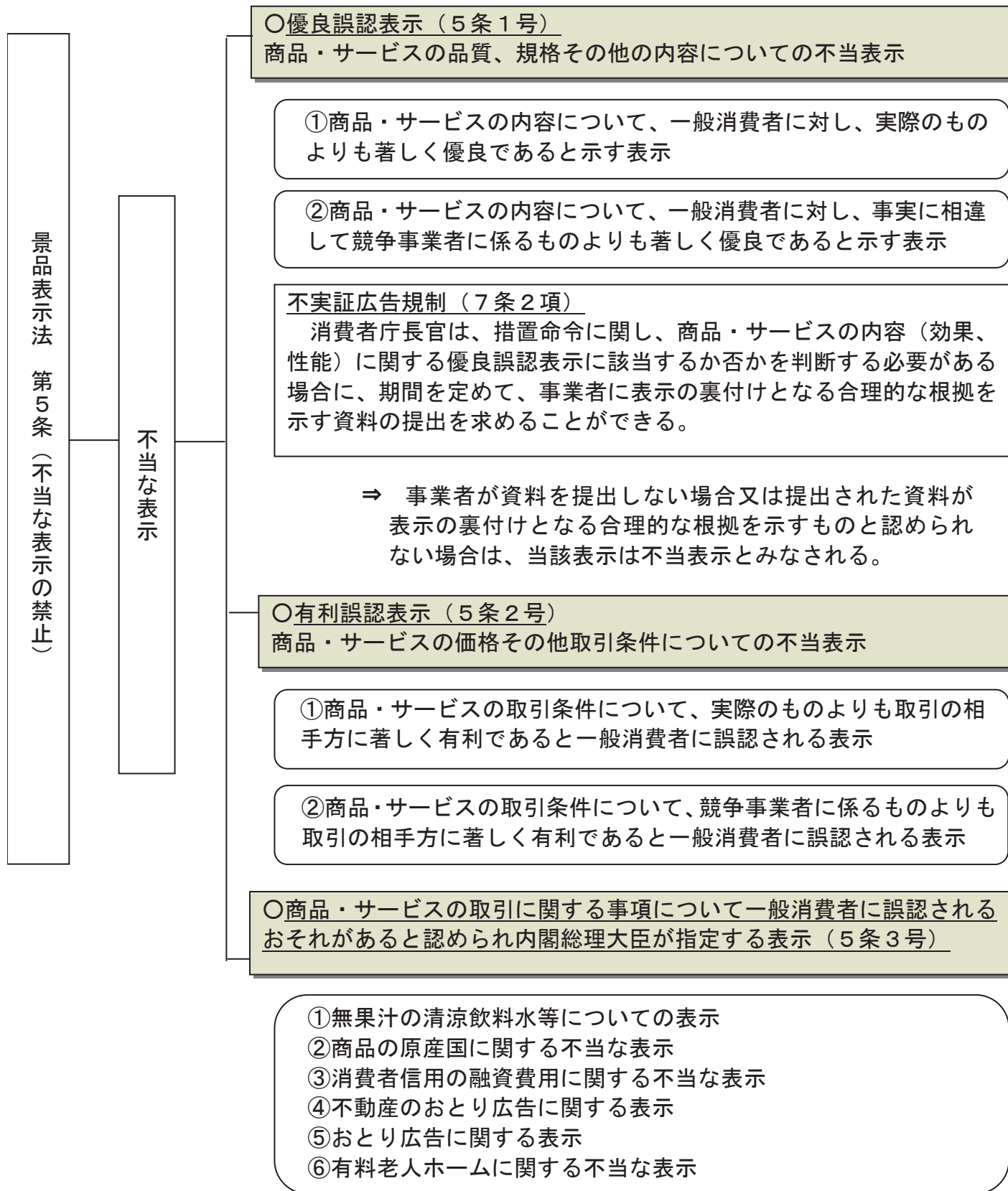
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第1793号

平成29年12月22日

イオンライフ株式会社

代表取締役 広原 章隆 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスのうち、「火葬式」と称する葬儀サービス、「1日葬」と称する葬儀サービス及び「家族葬」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件3役務」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件3役務の各役務の取引条件に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(7) 貴社は、本件3役務の各役務を一般消費者に提供するに当たり、平成29年3月14日から同年5月6日までの間、別表1「配布年月日」欄記載の日に同表「配布地域」欄記載の地域内に配布された日刊新聞紙に掲載した広告（以下「本件新聞紙面広告」という。）において、「追加料金不要」と記載した上で、それぞれ、「火葬式198,000円（税込）」、「1日葬348,000円（税込）」及び「家族葬498,000円（税込）」と記載することにより、あたかも、本件3役務の各役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、本件新聞紙面広告において当該各役務についてそれぞれ記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、少なくとも、別表2記載の事項に該当する場合には、追加料金が発生するものであったこと。

イ 前記ア(7)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件3役務の各役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件3役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件3役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) イオンライフ株式会社（以下「イオンライフ」という。）は、千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1に本店を置き、「イオン」等との商標及び「イオンのお葬式」との名称の下に、本件3役務の提供を希望する一般消費者を自社との間で特約店契約を締結する葬儀サービス提供事業者（以下「特約店葬儀社」という。）に斡旋し、当該特約店葬儀社に自ら定めるなどした内容及び取引条件により本件3役務の提供を実施させるとともに、本件3役務の提供に係る特約店葬儀社の支援、顧客管理、顧客からの問合せ対応等を行うことにより、本件3役務を一般消費者に提供している。
- (2) イオンライフは、本件3役務に係る本件新聞紙面広告の表示内容を自ら決定している。
- (3)ア イオンライフは、本件3役務の各役務を一般消費者に提供するに当たり、平成29年3月14日から同年5月6日までの間、本件新聞紙面広告（別添写し1ないし3）において、「追加料金不要」と記載した上で、それぞれ、「火葬式198,000円（税込）」、「1日葬348,000円（税込）」及び「家族葬498,000円（税込）」と記載することにより、あたかも、本件3役務の各役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、本件新聞紙面広告において当該各役務についてそれぞれ記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。
イ 実際には、少なくとも、別表2記載の事項に該当する場合には、追加料金が発生するものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イオンライフは、自己の供給する本件3役務の各役務の取引に関し、それぞれ、本件3役務の各役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かか

る行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った
日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

配布年月日	配布地域	配布部数
平成 2 9 年 3 月 1 4 日	全国	約 2 1 0 万部
平成 2 9 年 4 月 2 7 日	全国	約 1 6 0 万部
平成 2 9 年 5 月 6 日	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県	約 3 0 万部

別表 2

1	寝台車又は霊柩車の移動距離が50 kmを超える場合
2	式場等における安置日数が本件3役務の各設定日数 ^(注) を超える場合
3	自宅等における安置日数が本件3役務の各設定日数 ^(注) を超え、ドライアイス等を追加する場合
4	「1日葬」と称する葬儀サービスの式場利用料が25,000円(税込)を超える場合
5	「家族葬」と称する葬儀サービスの式場利用料が50,000円(税込)を超える場合
6	火葬場利用料が15,000円を超える場合

(注) 「火葬式」と称する葬儀サービス及び「1日葬」と称する葬儀サービスは3日、
「家族葬」と称する葬儀サービスは4日

平成29年3月14日配布

イオンライフ — イオンライフはイオングループのシニア支援サービス事業をおこなっております。



イオンのお葬式

全国対応 追加料金不要

火葬式 198,000 <small>円</small>	1日葬 348,000 <small>円</small>	家族葬 498,000 <small>円</small>
--	--	--

愛する人に感謝の気持ちを伝えます。

低価格でも充実のお葬式

「精霊の儀式」「オリジナルの会葬礼状」
「お別れの儀式」など、故人さまに感謝の気持ちを伝える内葬です。

初めてでも安心のお葬式

イオンライフがお葬式の品質に責任をもちます。イオンの「お宮さま第一主義」の姿勢をお葬式に。

全てお任せください

相談や身元保証のお悩みから、お葬式後の送礼品や法要まで、お電話一本で全てサポートいたします。

お葬式のご相談・ご依頼は **0120-24-2828**

イオンの永代供養

「お墓を継ぐ人がいない」「子や孫に負担をかけたくない」という方に永代供養墓をご案内しています。寺院・霊園により永代にわたり供養して頂ける新しい供養の形です。

過去の祭壇・供養品は回収しません。

後々の費用はかかりません。

生前予約も可能です。

費用一例 56,600円

(標準的な場合)

費用に含まれるもの： 写真版、墓標料、永代管理料、永代埋葬料、永代管理料

全国17都道府県、29寺院・霊園をご案内しています。

永代料事業（千葉県印西市・津田町） 別名保（お名前を継ぐことができません）※お名前を継ぐことはできません。お名前を継ぐことができません。

お墓に関するご相談も承ります **0120-394-394**

各地・墓石 墓じまい 納骨堂 樹木葬 海洋散骨

詳しい資料をお送りいたします。資料請求はこちら。

(資料請求専用番号)

0120-767-041

パソコン・携帯電話から **イオンのお葬式** で **検索**



事前の資料請求で5,000円割引券付

今なら

3月31日(金)までに資料請求をいただいた方に **エンディングノートプレゼント!!**

お葬式や永代供養以外にも「相続・遺言」「身元保証」「形見整理」「ギフト・返礼品」「仏壇・仏具」「ペット葬」などのご相談・ご依頼も承っております。全てイオンライフにお任せください。

平成29年4月27日配布



イオンのお葬式

全国対応 追加料金不要 140項目の品質基準 24時間365日対応

火葬式 198,000円税別 1日葬 348,000円税別 家族葬 498,000円税別

○低価格でも充実のお葬式 「単独の葬式」「世界にひとつだけの会葬礼状」など、故人さまに感謝の気持ちを伝えるお葬式に。
○初めてでも安心のお葬式 「お客様第一主義」の姿勢でイオンライフと特約店葬儀社がお客さまに寄り添い、安心を提供いたします。
○全てお任せください 身元保証や船葬のお申込みから、お葬式後の返礼品や清算まで、お電話一本で全てサポートいたします。

お葬式のご相談・ご依頼は **☎ 0120-24-2828**

身元保証 相続・遺言 仏壇・仏具 墓地・墓石 永代供養墓 海洋散骨 ギフト・返礼品 ベット葬

お葬式以外のご相談・ご依頼も承っております。イオンライフにお任せください。イオンライフはイオングループのシニア支援サービス事業をおこなっております。

資料請求でもれなく **お葬式 5,000円割引券と エンディングノートプレゼント**  資料請求専用番号 **☎ 0120-767-041**
パソコン・携帯電話から **イオンのお葬式**

